職員の懲戒処分について

令和5年8月10日付で行った職員の懲戒処分について報告いたします。

○事案

北消防署行田分署職員が長期間にわたり無断欠勤を継続したことについて

1. 処分に至った事実の概要

北消防署行田分署職員は、令和5年6月12日から長期間にわたり無断欠勤を継続し、同年8月9日経過時点で欠勤日数(実日数)は42日となりました。

当該行為は、法令遵守が強く求められる地方公務員としてあるまじき行為であり、地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号に該当すると認められるので懲戒処分を行ったものです。

2. 処分対象者及び処分の程度

処分対象者	処分の程度
北消防署行田分署 係員	免職

3. 再発防止策

処分当日、次の事項について消防局長から各所属長へ通知

- ・所属職員に対し、地方公務員法、船橋市消防職員服務規程等の法令を再認 識し、服務規律の確保を徹底するよう指導すること
- ・管理監督職員に対し、部下職員に積極的な声掛けをするなど、相談しやすい職場環境作りに取り組むよう指示すること